難易度C

平成24年1月実施過去問(学科)

1. ライフプランニングと資金計画

問題5

在職老齢年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1. 70歳未満の者に対する在職老齢年金を計算するときの総報酬月額相当額は、 標準報酬月額に過去1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額を加えた金額 である。
- 2.65歳未満の者に対する在職老齢年金を計算するときの基本月額は、定額部分の 受給の有無にかかわらず、報酬比例部分相当の金額のみを12で除して得た金額で ある。
- 3.65歳未満の厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、総報酬月額 相当額と基本月額の合計額が28万円以下の場合、在職支給停止の仕組みは適用 されない。
- 4.65歳以上70歳未満の厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が46万円以下の場合、在職支給停止の仕組 みは適用されない。

解答: 2

解説

1. 適 切

総報酬月額相当額は、「標準報酬月額+過去1年間の標準賞与額の総額の1/12」で 算出します。

2. 不適切

基本月額は、「年金額(ただし加給年金は含めない):12」で算出するので、65 歳未 満のケースでは、年金額=報酬比例部分+定額部分となります。

3. 適 切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』62 ページ「3 老齢給付のポイント」 (2) 表参照

4. 適 切

その通り。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』62 ページ「3 老齢給付のポイント」

(2) 表参照

2. リスクと保険

平成23年5月学科 問題13

こども保険(学資保険を含む)の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切 なものはどれか。

- 1. 契約者は、被保険者となる子を扶養している父母のいずれかに限られる。
- 2. 保険期間内に契約者が死亡した場合、子が死亡給付金を受け取ることができる。
- 3. 保険期間内に契約者が死亡・高度障害となった場合、その後の保険料払込みは免除 される。
- 4. 契約者(=保険料負担者)が受け取る祝金は、非課税所得である。

解答:3

解説

1. 不適切

かなり細かい問題です。一般的には親が契約者となりますが、祖父母でも契約者とな れます。ただし、保険会社が定める契約年齢に該当することが必要ですから、必ず契 約者になれるわけではありません。

2. 不適切

契約者である親などが亡くなった場合、以後の保険料免除や契約によっては育英年金 を受け取れますが、死亡給付金は受け取れません。

3. 適 切

選択肢 2 解説参照

4. 不適切

一時所得として所得税・住民税の課税対象となります。

問題14

平成22年度に改正が行われ平成24年分以降の所得税において適用される生命保険 料控除制度に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとし て、最も適切なものはどれか。

改正により、これまでの一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加えて、 新たに (ア)が設けられた。また、所得税の生命保険料控除制度における 各保険料控除額の合計の上限は、10万円から(イ)に変更された。 平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約については、平成24年 1月1日以降に契約転換や特約の中途付加を行わない限り、平成24年以降も 従来の生命保険料控除制度が適用される。

1. (ア)	介護医療保険料控除	(イ)	12万円
------	----	-----------	-----	------

2. (ア)介護医療保険料控除 (イ) 15万円

3. (ア) 医療保険料控除 (イ) 12万円

4. (ア) 医療保険料控除 (イ) 15万円

解答:1

解説

- ・平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除 新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、 個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を4万円とします。これにより 3つの控除の合計限度額が12万円に引き上がります。
- ・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除 従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額 5万円)を適用します。

3. 金融資產運用設計

問題26

株式の信用取引に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数字および語句 の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

株式の信用取引は、投資家が証券会社等から金銭や株式等を借りて株式等を 売買する取引であるが、投資家は証券会社等に一定の委託保証金を担保として 差し入れる必要がある。例えば、委託保証金率が30%である信用取引に おいて300万円の売買取引(新規建て)を行うためには、最低でも (ア)万円の委託保証金が必要となる。

信用取引には制度信用取引と一般信用取引の2種類があり、そのうち制度信用 取引については、証券取引所の規則により弁済期限が定められており、新規 建て日から (イ)の応当日から起算して4営業日までに弁済しなければ ならない。信用取引の弁済方法には、反対売買と(ウ)がある。

- 1. (ア) 1,000 (イ) 6ヵ月目 (ウ) 権利放棄
- 2. (*T*) 90 (イ) 6ヵ月目 (ウ) 現引き・現渡し
- 3. (ア) 1,000 (イ) 1年目 (ウ) 現引き・現渡し
- 4. (ア) 90 (イ) 1年目 (ウ)権利放棄

解答: 2

解説

- (ア) 300 万円×30%=90 万円
- (イ)「制度信用取引」・・・証券取引所が対象銘柄、弁済期間(6ヵ月)、金利等を定める。 「一般信用取引」・・・各証券会社が象銘柄、弁済期間、金利(制度信用取引より少し 高め) 等を定める。
- (ウ) 通常は、「買い→売り」、「売り→買い」、逆の取引を行なって、その差額だけを 受渡しする反対売買により決済されますが、現物決済することも可能です。たとえ ば、買いの場合、証券会社から借りた資金を返済して株式を取得する(現引き)。売 りの場合であれば、通常の売買で株式を購入して借りた株式を返す(現渡し)こと でも決済できます。

4. 相続事業承継

問題54

民法で規定する相続分に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1. 遺言による相続分の指定がない場合、特別な事情がない限り、民法上の法定相続分 どおりに遺産の分割をしなければならない。
- 2. 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の法定相続分は、父母の双方を同じくする 兄弟姉妹の法定相続分の2分の1である。
- 3. 共同相続人に特別受益者がいる場合、特別受益額を被相続人の遺産の額から控除し て各共同相続人の相続分を算出する。
- 4. 共同相続人に寄与分権利者がいる場合、寄与分を被相続人の遺産の額から控除せず に各共同相続人の相続分を算出する。

解答: 2

解説

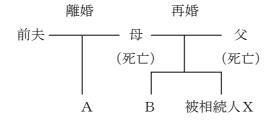
1. 不適切

遺言による相続分の指定がない場合は協議分割を行います。『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』354ページ「2遺産分割の方法」参照

2. 滴 切

同一順位の相続人が複数いる場合は、原則均等に相続しますが、非嫡出子や半血兄弟 のケースは均等相続の例外に該当します。

次の親族関係図において、Aが半血兄弟に該当します。Aの相続分は全血兄弟Bの 1/2となります。



3. 不適切

まず、特別受益額を被相続人の遺産の額に加算して各々の相続分を計算し、算出され た相続分から特別受益額を控除して特別受益者の相続分を計算します。

4. 不適切

寄与分を被相続人の遺産の額から控除し、残額についてのみ各共同相続人の相続分を 算出します。